

○かごしま環境未来館条例施行規則（抜粋）

平成20年8月25日

規則第94号

（使用料の減免）

第13条 条例第8条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。

- (1) 市が主催する行事のために施設等を使用するとき 使用料を免除
- (2) 指定管理者が主催する環境に関する行事を行うために施設等を使用する場合で、市長が必要と認めるとき 使用料を免除
- (3) 登録団体がその活動として施設等を使用する場合で、市長が必要と認めるとき 使用料を免除
- (4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書若しくは保健手当証書の交付を受けている者(以下「障害者」という。)が、施設等を使用するとき 使用料の50パーセント相当額を減額
- (5) 市内の障害者の団体が施設等を使用するとき 使用料の50パーセント相当額を減額
- (6) 市内の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所その他の保育施設又は市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校若しくは同条に規定する幼稚園に類する施設がその行事として施設等を使用するとき 使用料の50パーセント相当額を減額
- (7) 市又は教育委員会が共催する行事を行うために施設等を使用する場合において、当該行事が本市の環境保全に寄与すると認められるとき 使用料の30パーセント相当額を減額
- (8) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が相当と認める額を減額又は免除

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、かごしま環境未来館使用料減免申請書(様式第7)を市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号に該当するとき、同項第3号に該当する者がその身分を証する書面を提示して施設等を使用するとき、又は

市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。